

議会運営委員長 議長 議長 議長 議長 議長 町長	議会運営委員会の委員長報告を申し上げます。 本日５月１２日、議会運営委員会を開催いたしました。本日をもって招集されました平成２８年第２回厚沢部町議会臨時会の運営につきましては、議事日程によることとし、会期については、本日１日間とすることに決定しましたので、報告いたします。 なお、提出案件の審議については、質問者、答弁者とも簡潔明瞭な質疑、応答を心がけ、円滑な議会運営を行いますよう御協力をお願いし、委員長報告といたします。 お諮りします。本臨時会の議会運営については、委員長報告のとおりとし、会期は本日１日間にしたいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日間と決定しました。 提出案件は、補正予算案１件、専決処分の承認３件であります。 町長から提案理由の説明について、発言を求められておりますので、これを許します。 町長 平成２８年第２回厚沢部町議会臨時会の開会にあたり、一言ご挨拶と提案理由を申し上げます。さる４月１４日夜と１６日未明の最大震度７による「熊本地震」が発生いたしました。この２度にわたる地震による被害は、甚大な規模となりました。あらためて、地震の恐ろしさを感じ知らされたところです。この度の被害に遭われた方々、いまだ避難生活を余儀なくされた方々には心より、お見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復旧、復興を願うものであります。北海道新幹線が開通して、ひと月半が経ちました。１日平均乗車率は２７パーセント程度との報道がありますが、これまでの在来線の輸送量と比較して３倍の乗客者数とのことであり
--	--

議 議	ます。特に日曜、祝日には多数の観光客で賑わっており、新はこだて北斗駅からのレンタカーによる観光客も増加しているようであります。今年4月の「道の駅」入り込み客数は前年比で12パーセントほど、売り上げで10パーセントの増と聞いており、徐々に新幹線効果が表れているものと感じているところであります。これから夏の行楽シーズンに向けて、観光客の増加を期待しているところであります。次に本臨時会に提案いたします案件は、補正予算案1件、専決処分の承認を求める案3件の計4件であります。議案第1号の平成28年度一般会計補正予算につきましては、2千67万8千円を追加し、予算の総額を39億167万8千円にしようとするもので、内容については、上里ふれあい交流センター建設に伴う実施設計費を計上しております。承認第1号の厚沢部町税条例等の一部を改正する条例、承認第2号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例及び承認第3号の厚沢部町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法等の一部改正に伴い、それぞれの条例の一部を改正したものであります。地方税法、同法施行令及び同法施行規則が、いずれも平成28年3月31日に公布されたことから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定によりこれを報告するものであります。以上が本臨時会に提案いたしました議案の概要であります。詳細については、副町長、関係課長を説明にあたためますので、ご審議の上、御賛同賜りますよう宜しくお願い申し上げます。 これより議事に入ります。 日程第5 議案第1号 平成28年度厚沢部町一般会計補正予算、議題とします。
---------------------	--

議	長	議案の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長		議案第 1 号の平成 2 8 年度厚沢部町一般会計補正予算の内容について、説明いたします。 (議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	歳入、歳出全般について質疑ありませんか。ページ数は 5 ページから 8 ページまでです。
議	長	9 番
山 崎 議 員		8 ページの歳出で林業振興費の 2, 0 6 7 万 8, 0 0 0 円の実施設計委託料であります。この 2, 0 6 7 万 8, 0 0 0 円の実施設計委託料はどのような根拠、事業費がどのようなかたちで、どういう建物というか、それをどのようなかたちで考えているのかという、そういうもとで実施設計されるんだらうけれども、その根拠となるところを教えてください。
議	長	建設水道課長
建 設 水 道 課 長		只今の御質問についてですが、先ず第 1 のどういう根拠で実施設計費を算出しているかということだと思いますが、これにつきましては北海道の設計の営繕単価のやり方ですね、事業費じゃなくて面積で、基本設計で面積 8 5 0 平米をもとにしまして、8 5 0 平米の面積から今回の場合であります。この集会所という施設、基本的に集会所という施設の算出方法から人工計算とか、そのような計算を北海道の営繕設計単価のやり方に基づいて実施設計費を算出しているところであります。
議	長	9 番

山 崎 議 員 議 町 長 長	北海道のそういう設計を大いに参考にするべきだと思うんですが、それには一つはいろいろな補助がらみの事業が多くなってくるわけですから、例えば民間であれば極力、事業費を安くするだとかの手をつかうわけですよ。それと今回は何か聞くところによりますと補助っていうのは林業の関係で、我々が考えていたような額ではないような感じで私は受け止めているんですけども。それともう一つはふれあいセンターも今日も昨日もある人から話をされているんですけども、昨日も私もうずら温泉の方にお風呂も行ってきましたけれども、あまり利用度合いは多くないような気がしています。そういうようなかたちで公共施設がうごいているわけですから。私が聞いたのは上里のふれあいセンターもただのお湯ではなくて何かのアイデアを入れて、やっぱり多くの利用率を高めるような工夫があるのかどうかということも併せて質問したつもりですけど、その辺のところはどうなんですか。 町長 前回の協議会の際にいろいろデザイン等については議員さん方にそれぞれお示しをしたところであります。その中で厚沢部町は御案内のように公衆浴場、民間の公衆浴場というのは無いわけでありまして。したがって町民が公衆浴場と同等のものを利用するという、そういう中で3地区に公衆浴場を兼ねたこういう施設を造って町民の利便性を図っているわけでありまして。そんな中、今回改築につきましても我々はしょっちゅうお世話になってますから、温泉での入込みというのは1日中でどうかということとはわかりませんが、我々の入る頃には大変けっこう人数が入っているということでありまして。そんな状態の中で今、非常に見る通り中が傷んでいるという中で、今度のものは少なくとも俄虫温泉のこれからの温泉利用というものが、大変、今、我々の温
--	--

議 議 議 議	泉を活用しながら、ボイラーを焚きながらやっていますけれども、非常にボイラーの施設そのものが極端に傷んでいると。こういうのが現状であります。したがって俄虫温泉には地域の方の協議の中で、俄虫温泉と地域の方で協議をされて、俄虫温泉のお風呂が使えない状況になった時にはこの温泉を活用しませんかと、こういうふうな町内会での協議をされております。ただそれは故障した段階ではおそらくそうなるだろうと思いますけれども。建てる位置につきましても協議をした結果、あまり傍にくるとお客が取られるという心配があるのかわかりませんが、今のよう離して造ってほしいという俄虫温泉からの意向で今の場所に最終決定したということでございまして。特に今、厚沢部町の銭湯の中でも館、鶉にないものが上里地区にはセットしてもいいよと、そして町民全体が使えるものにしようという計画のもとで設計の概要を前回お示ししたと、こういうことと、こういうことと、これらに伴う面積、木材利用、こういうものを勘案した道の単価を積算した計算になっていると、こういうことと、道単価を使うということは皆さん方、御承知のように、道単価を今はパソコンでいつでも見れます。一般の人でも単価が見れるわけですから、そういう単価の中で、オープンにした中で取り組んでいると、こういうことと、あえて特別な、他のふれあいセンターとは違うのは公衆浴場をセットしている、こういうことと、他に歳入、歳出全般で質疑はありませんか。（ありませんの声あり） 質疑を終結します。 討論に入ります。（ありませんの声あり） 討論を終結します。
----------------------------	---

議	長	議案第 1 号、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認めます。したがって議案第 1 号 平成 2 8 年度厚沢部町一般会計補正予算について、原案どおり可決されました。
議	長	日程第 6 承認第 1 号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長		承認第 1 号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。(議案内容説明記載省略)
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	7 番
只 野 議 員		今ですね、2 8 年の 4 月 1 日からというのはわかるんですけどね、今見ますと来年の 4 月 1 日以降ってなってるのもあるんですけど、これってというのは今改正したっていうことは何かいわれがあるのでしょうか。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長		いわれといいますか平成 2 9 年 4 月 1 日というのは今の予定でいけば消費税が 8 パーセントから 1 0 パーセントに上がる時期であります。その消費税が上がる時期にですね、いろいろ中身については軽自動車取得税を廃止して環境性能割という燃費、排気ガス基準に伴ってですね、また

議 長 只 野 議 員	何パーセントかの割合をかけるということも含まれておりますので、それを見越してですね、国の方では今一括改正したということであります。 7 番
議 長 税 務 財 政 課 長	それじゃ来年度のためにですね、もう今年度中はないということですね。それとですね、軽自動車のね、三輪以上って言葉が出てくるんですけどね、三輪以上ってことは三輪も入るんですけどね、三輪ってというのは今でも存在があるんでしょうかね。
議 長 税 務 財 政 課 長	税務財政課長 三輪はですね、例えば函館市内だとかを走っているのを見たことがありますけれども、原付のお年寄り方が乗っているような、もしくは宅配で、ピザの宅配で使っているような原付のバイクになると思います。ただ厚沢部町内では現在、課税状況を見るとですね、三輪は無い状況であります。
議 長 議 長	他に質疑ありませんか。それでは質疑を終結します。 承認第 1 号 討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声あり)
議 長 議 長	異議なしと認めます。したがって承認第 1 号 厚沢部町税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議 長 議 長	日程第 7 承認第 2 号 厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。 専決処分書の説明を求めます。

議	長	保健福祉課長
保 健 福 祉 課 長		承認第2号の厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。（ありませんの声あり）
議	長	質疑を終結します。
議	長	承認第2号 討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。（異議なしの声あり）
議	長	異議なしと認めます。したがって承認第2号 厚沢部町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。
議	長	日程第8 承認第3号 厚沢部町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、議題とします。
議	長	専決処分書の説明を求めます。
議	長	税務財政課長
税 務 財 政 課 長		承認第3号 厚沢部町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、説明いたします。（議案内容説明記載省略）
議	長	説明が終わりましたので、質疑に入ります。
議	長	9 番
山 崎 議 員		今の承認第3号については特別何もないんですけれども、承認第1、第2、第3の今回は3案に対して専決処分という方法で承認を求められているわけでありましたが、しからばこう見ますと

議 長 副 町 長 議 員 山 崎 議 員	専決処分ができる場合という条件が示されております。それは先ず1つには先程町長が言いましたような法に基づいて専決処分しましたと言われてました。次の4つの場合に専決処分が許されるという条件が示されております。その1つとしては議会が成立しないとき、2つ目としましては法第113条の但し書きの場合においてなお会議を開くことができないとき、3つ目としましては市町村長が議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕が無いことが明らかであると認めるとき、それから4としましては議会が議決すべき事件を議決しないとき、この4つが定められているわけでありまして、こういうときに専決処分ができますよというふうに示されております。そういうことで今回のこの3つについてはどのような条件のもとで専決処分をしたという決定をされたのか、先ずそれについてお伺いしたい。 副町長 3本ともですね、国の法律が変わったことによって町の条例も改正しなければならなかったということで、説明にありましたとおり国の方も3月31日に法律が決まって4月1日からというものもございますので、当然、招集する時間もないということで専決処分というかたちをとらせていただきました。 9番 大体、各町村の中では、専決処分をするという理由付けとして緊急を要する事態が発生したということのようですね。しからばそういう事態を含めて平成18年に法改正したと示されていますが、本当に執行の時期を失うような事例が起こりえないでしょということも指摘されているんですよ。すぐ議会招集っていうのはできないってことなんですよ。だからそういうようなこと
--	---

議 町	もあわせますので、特に今回私が気になったのは条例の改正でありますから、議会審議のうえでやるべきだったと私は思っています。特に第2に承認されました国保の関係では2万円程アップされたんですが、果たしてこれでいいのか、これは条例でありますから。国保会計見ますと果たしてその範囲内で収まるのかわからない状況で、もっともっと審議をつくせば良かったなという気がしています。その点、町長はいろんな角度から審議の上でこういうようなかたちで示されたんだろうと思いますけれども。これからはやっぱり私の希望するところでありますけれども、極力、専決というかたちではなくて、実際に審議の場を設定して大いに議論をするべきだと思います。特に条例については十分時間をかけてやった方がいいと私は思っていますので、その辺、私の希望として申し上げたいと思います。 町長 今回の専決処分というのは国の、国会の方の議案通過が3月31日というのが通過の日でありますので、これらについて地方自治体が受けて条例改正する暇が無いと。こういうふうなことで専決処分をするということであります。今、山崎さんが言った暇が無いという理由であります。その暇が無いという事の裏付けには自治法の中にですね、179条第1項の規定に納税者あるいは受益者、こういう方々に不利益を及ぼしたらいけないという条文があります。当然これが高くなるのに、4月1日で決まって高くなるのに後ろにもって行って、高くなったから払えってというのは、この間の不利益が起きるということになるわけであります。ですから条例というものはあくまでも国の法律が通った段階での施行期日、公布期日というものが我々の自治体の施行日になるわけ。したがって1日も間をおくことなく、この条例を運用するためには専決以外に方法はな
----------------	--

議 町 議 議 議 議	いということになるので、招集する暇が無いという条項にあわせて専決をさせていただく、これは全国、全道同じ扱いになりますけれども、そういうことで理解していただきたいと思います。 他に質疑ありませんか。質疑を終結します。 承認第３号 討論を省略して、原案どおり決したいと思います。これに御異議ありませんか。 (異議なしの声あり) 異議なしと認めます。したがって承認第３号 厚沢部町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて、原案どおり可決されました。 以上で、本臨時会に提出された案件の審議、全部終了しました。 これをもって、会議を閉じたいと思います。 平成２８年第２回厚沢部町議会臨時会、閉会します。御苦労様でした。(１１：０１)
--	---